遊技場等用

 　               　　　  消防計画

　　年　　月　　日　作成

（目的）

**第１条　この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。**

（適用範囲）

**第２条　この計画は、　　　　　　　　　に勤務し、出入りするすべての者に適用する。**

（予防管理組織）

**第３条　防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。**

|  |
| --- |
| 防 火 管 理 者　　　　　　　　職　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 防　火　担　当 責 任 者 | 火　　元　　責　　任　　者 |
| 担　当　区　域 | 職　・　氏　名 | 担　当　区　域 | 氏　　　名 |
|  | 　 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 　 |  |  |
|  |  |
|  |  |

（建物等の自主検査）

**第４条　火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検 査 対 象 | 実施月日 | 検 査 対 象 | 実施月日 |
| 建築物 | 通路・階段等 | １ 日 ２ 回 | 火気使用設備 | 毎日終業時 |
| 防火区画 | １ 日 １ 回 |  |  |
| 消防用設備等 | １ 日 １ 回 |  |  |

**２　防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。**

**３　防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、　　　　　　　　　　　（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。**

（従業員等の遵守事項）

**第５条　全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。**

(1) 火気管理に関する事項

ア　喫煙管理に常に注意し、終業時には店内の床面及びいす等に吸殻がないか点検を行う。

イ　吸殻の処理は、一定時間ごとに処理するとともに、燃えるゴミと一緒にしないように分別処理をする。

ウ　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は行わない。

エ　火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

オ　工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2)　放火防止に関する事項

ア　建物の周囲に可燃物を置かない。

イ　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

ウ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

エ　トイレ、洗面所、倉庫等の巡視を行う。

(3)　避難管理に関する事項

ア　廊下、階段、通路には、物品（ゲーム機、自動販売機等）を置かない。

イ　階段、出入口に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

ウ　防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

エ　上記において、物品を容易に除去できない場合は、　　　　　　　　　　（防火管理者又は防火担当責任者）に報告する。

（消防用設備等の法定点検）

**第６条　消防用設備等の機能を維持管理するために（　　　　　　　　　　　　　　）に委託して次により法定点検を実施する。**

|  |  |
| --- | --- |
| 消防用設備等 | 点　検　実　施　月　日 |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 消火器 | 　　　　月　　　　日 | 月　　　　日 |  |
| 屋内消火栓設備 | 月　　　　日 | 月　　　　日 | 月　　　　日 |
| 自動火災報知設備 | 月　　　　日 | 月　　　　日 | 月　　　　日 |
| 誘導灯 | 月　　　　日 | 月　　　　日 |  |
| （非常）放送設備 | 月　　　　日 | 月　　　　日 | 月　　　　日 |
| 避難器具 | 月　　　　日 | 月　　　　日 | 月　　　　日 |

**２　防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、　　　　　　　　　（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。**

**３　消防用設備等の法定点検の結果は、１年に１回消防署長に報告しなければならない。**

（自衛消防活動）

1. **火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。**

**２　自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。**



|  |
| --- |
|  任　　　　務　　　　分　　　　担 |
| 通報連絡班 | １１９番で消防機関へ通報する。店内への非常放送を行う。関係者への連絡を行う。 |
| 消火班 | 消火器等による初期消火を行う。 |
| 避難誘導班 | 出火時における避難者の誘導を行う。逃げ遅れた者の確認を行う。避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。 |

（震災対策）

**第８条　震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。**

(1) 日常の地震対策

ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ　窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

ウ　火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。

エ　危険物等の流出、漏えい措置を行う。

オ　高所に置かれた重量物は低所に移動する。

カ　震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備　　蓄　　品　　目 | 　数　　量 | 備　蓄　場　所 |
| 飲料水（１人１日あたり３） | 　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 非常用食料（缶詰、乾パン等） | 　　　　 |
| 応急手当セット（三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等） | 　　　　　　　　 |
| 懐中電灯 | 　　　　　 |
| 携帯用ラジオ | 　　　 |

キ　救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  保　　管　　品　　目 | 数　　量 | 保　管　場　所 |
| スコップ | 　　 |  |
| つるはし | 　　 |
| ハンマー | 　　 |
| 金てこ、鉄パイプ | 　　 |
| ロープ | 　　 |

 (2)　地震後の安全措置

ア　火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

ウ　防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ　各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3)　震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

　　通報連絡班は、次のことを行う。

(ア)　テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ)　混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる来店者等に知らせる。

イ　警戒巡視

　　消火班は、次のことを行う。

(ア)　火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、店内を巡視する。

(イ)　落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ)　店内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ　避難誘導

避難誘導班は、来店者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア)　来店者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

この場合に照明器具等の落下の恐れがある場所にいる来店者等については、壁ぎわ等安全な場所に移動させるものとする。

(イ) 来店者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

（教育訓練）

**第９条　防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術の向上を図るため、防火に関する教育及び訓練を行う。**

**２　防火管理者等が行う防火に関する教育は、次により実施する。**

(1) 教育の実施時期・区分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 実施者 |  | 防火管理者 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 対 象 者 | 実施時期 | 実施回数 |  |
| 新入社員 | 採　　用　　時  | 採 用 時 １ 回　　　 | ○ | 　 | 　 |
| 正社員 |  月 、　　月  | 年　　２　　回 | ○ | 　 | 　 |
| 朝　　礼　　時  | 必 要 の 都 度 | 　 | ○ | ○ |
| アルバイト・パート | 採　　用　　時 | 採 用 時 １ 回 | ○ | 　 | 　 |
| 就 業 時 | 必 要 の 都 度 | 　 | ○ | ○ |
| 備考 | ○印は、実施対象者を示す。 |  |

(2)　防火教育の内容

防火教育の内容は、次の事項とする。

ア　火災予防上従業員が遵守すべき事項について

イ　火災発生時の対応（役割、実施事項等）について

ウ　地震発生時の対応（役割、実施事項等）について

エ　その他必要な事項について

**３　防火管理者が行う防火に関する訓練は、次により実施する。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓　練　種　別 | 実　施　時　期 | 訓　練　種　別 | 実　施　時　期 |
| 消 火 訓 練　　 | 　　月 　　月 | 総 合 訓 練 | 　　月 　　月 |
| 避 難 訓 練 | 　　月 　　月 |  |  |
| 通 報 訓 練 | 　　月 　　月 |  |  |

**４　防火管理者は、上記の訓練を実施する場合はあらかじめ「消火・避難訓練通知書」により、その旨を消防機関に報告する。**

（消防機関への報告、連絡）

**第１０条　防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。**

1. 消防計画の作成（変更）届出
2. 防火指導等の要請
3. 消防用設備等の点検結果の報告
4. その他防火管理上必要な事項

**附　　　則**

この計画は、　　　年　　　月　　　日から施行する。